

建不第1312号
令和3年2月3日

各関係団体の長様

千葉県県土整備部建設・不動産課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について（通知）

令和3年2月2日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、緊急事態宣言について、緊急事態措置を実施すべき期間を3月7日まで延長、実施すべき区域を千葉県を含む10都府県とするとともに基本的対処方針を示しました。

これを受け、千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、本県の緊急事態措置等を決定し、別添のとおり報道発表しました。

つきましては、当該報道発表の内容について、貴団体の会員に対して速やかに周知いただきますようお願いいたします。

これ以上の感染拡大を何としても抑え、医療崩壊を防ぐため、一層の御協力をお願いします。

なお、内容については、今後も、国の動向、県内及び隣接都県の感染状況等を踏まえ、随時見直しを行ってまいります。